

## ㈱中合発行『全国百貨店共通商品券』の払戻しについてのお知らせ

この度、中合福島店の令和2年8月31日営業終了に伴い、中合各店にて発行いたしました(株)中合発行『全国百貨店共通商品券』の利用を令和2年11月30日(月)をもちまして終了させて頂きました。当該商品券につきましては資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しを行います。お手数ではございますが対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

### 記

払戻し期間 令和2年12月1日(火)～令和3年2月28日(日)



◎払戻しを行う発行者 株式会社 中合

◎払戻対象 (株)中合発行『全国百貨店共通商品券』

(中合福島店・三春屋店・十字屋山形店<sup>※1</sup>・棒二森屋店・会津店・清水屋店)

※1 株式会社十字屋発行の『全国百貨店共通商品券』は対象外です。

◎払戻申出期間

令和2年12月1日(火) ～ 令和3年2月28日(日) 午前10時～午後6時  
土日<sup>※2</sup>・祝日、年末年始<sup>※3</sup>を除きます。

※2 令和3年2月27日(土)、28日(日)は受付いたします。

※3 年末年始は令和2年12月31日～令和3年1月3日です。

この期間内に申出がない場合、当該払戻し手続から除斥されますのでご注意ください。

◎申出方法

下記の電話番号にご連絡ください。郵送対応をご案内いたします。

(お申出電話番号) 024-521-5151

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。又、混雑により繋がりにくい場合がありますので、時間をおかれましてのお掛け直しをお願いいたします。

◎払戻方法 当額面の金額をご指定の口座へお振込みいたします。

◎お問合せ先 株式会社中合 管理部

〒960-8034 福島県福島市置賜町1-29 佐平ビル9階902号

TEL : 024-521-5151